

ルールとマナー

- 01 学内ルール・マナー
- 02 周辺地域に対するマナー
- 03 飲酒・喫煙
- 04 絶対ダメ！薬物
- 05 環境対策
- 06 ハラスメント
- 07 国民年金に加入しましょう

01 学内ルール・マナー

学内ルール・マナーはなぜ必要？

社会に様々なルールが存在するように大学内にもルールがあります。

なぜ、ルールやマナーを守ることが必要なのでしょう？それは、以下のような理由からです。

- お互いの安全を守るため！
- お互いが有意義で快適なキャンパスライフを送るため！

学生全員が快適で充実した大学生活を送れるように、それぞれが学内ルール・マナーを守るようにしましょう。

学内ルール

大学生活を送る上での基本的なルールは、「京都薬科大学学則」や「履修規程」をはじめとした本学規則集の中に記してあります。

各自諸規則を熟読の上、そのルールに従うようにしてください。

なお、身近なルールである以下のことについては、特にしっかりと守るようにしてください。

～厳守しなければならない身近なルール～

- バイクの乗り入れ禁止！
- 自転車は、指定場所へとめる。
- 自転車 構内下車！

通学

本学では自転車での通学は許可制としています。自転車通学を希望する学生は、必ず学生課に申請してください。許可申請には自転車保険（個人賠償責任保険）に加入していることが条件となり、1年ごとに更新が必要となります。更新申請期間は、掲示にてお知らせします。通学距離等を考慮して、自転車通学の可否を決定します。許可された場合は、ステッカーを発行しますので、所定の位置に貼ってください。ステッカーが貼られた自転車のみ駐輪場の使用が可能となります。

大学でのマナーのあれこれ

大学内で守るべきマナーについて、色々と挙げてみます。

皆さんは、これらをきちんと守っていますか？

ここに挙げたマナーは、守るべき最低限のものです。これらについて日々意識しながら生活しましょう。

★講義でのマナー

- 遅刻をしない。
- 携帯電話は、指導教員から使用についての指示がない場合は電源を切るか、マナーモードにする。
- 講義内容等を携帯電話等で撮影しない。
- 途中退室はしない。
- 私語はしない。
- 飲食はしない。

★学生食堂でのマナー

- 席取りをしない。
- 自習など食事以外の目的で席を使用しない。

- 混雑時は、食事後速やかに席を譲る。
- テーブルや床を汚した場合は、すぐに片付ける。

★講義室など学内施設でのマナー

- 飲食はしない。
 - ゴミは分別して指定の場所に捨てる。
 - 機器や備品は丁寧に扱う。
 - 大学の設備で携帯電話の充電はしない。
- etc.

あいさつ運動

本学では、毎朝各門に職員が立ち、皆さんに「あいさつ」をしています。

「あいさつ」はコミュニケーションの基本です。気持ちよく1日のスタートを切ってもらい、社会に出る前に、「あいさつ」を通した“人との繋がり”や“マナー”の大切さについて考えてもらおうきっかけになればと思います。

美化

「自分の出したゴミは、ポイ捨てなどしないで必ずごみ箱へ!」

そんなの当たり前、分かっていると書いていても、周囲には誰もいないので「つい」という経験はありませんか? 「自分くらいは構わないだろう…」なんて思っていないですか?

キャンパスは、皆さんの生活の場です。毎日使う場所だから、気持ちよく使用できる環境をお互いに実現させたいとは思いませんか?

一人ひとりが美化を心がけて、クリーンキャンパスを実現させましょう。

また、学内施設や備品(机・椅子等)の丁寧な取扱いや、整理整頓にも心がけてください。

皆さんの良識ある行動に期待しています。もちろん学外でも、同様もしくは、それ以上に心がけて行動してください。

落し物・忘れ物をしたら…

■落し物・忘れ物を見つけた場合

学内で拾得した場合は、速やかに学生課へ届けてください。

■落し物・忘れ物をした場合

学内での拾得物は、学生課に届けられます。

落し物をした場合は、落としたと思われる場所を確認した上で、学生課に問い合わせてください。

なお、拾得物は学生課で保管し、年に2回通知の上処分します。

■財布を紛失した場合■

財布には、現金のほかに運転免許証やキャッシュカードなど個人を特定できるものが入れていることが多く、被害が大きくなる可能性があります。

財布をなくした場合は、速やかに最寄の警察へ紛失届けを提出して下さい。

なお、カード類については、以下のところへも届け出てください。

■キャッシュカード

→銀行に電話する。

■クレジットカード

→クレジット会社に電話する。



02 周辺地域に対するマナー

マナーとは社会の中で守るべき基本ルールです。

特に、住宅や商業施設が密接した地域の中にある本学で、皆さんが快適な大学生活を送るためには、地域の理解と協力が欠かせません。

皆さんは本学の学生として、また地域社会の一員として、マナーを守りましょう。

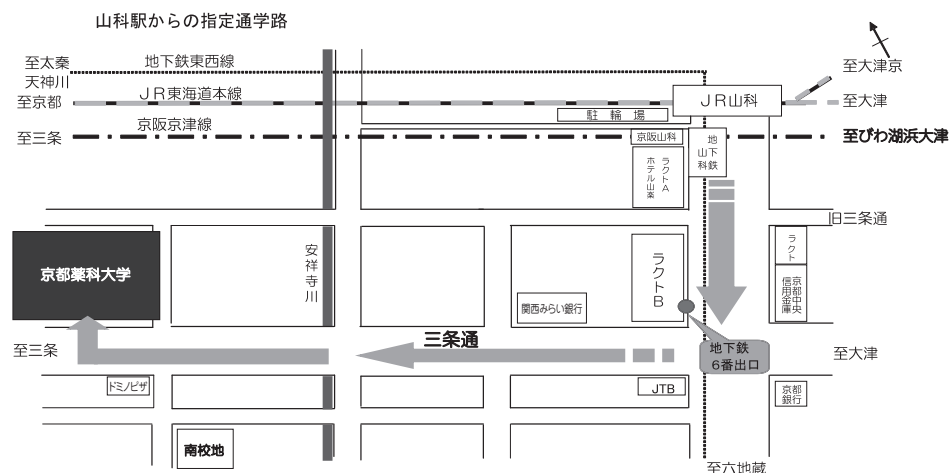
交通マナーに注意！！

本学の周辺は、狭い道路が多く、住宅地であるため車両や人で混雑しています。「道いっぱいに広がって歩行する」「前から人や車が来ても避けない」「歩きながらスマートフォン等を操作する」といった行為は、他の歩行者や自転車を運転されている方の迷惑になるうえ、交通事故にもつながります。一人ひとりが注意をし、マナーを心がけることが必要です。医療人を目指すものとして、他人に対する思いやりを大切にしましょう。

通学について

朝の通学時間は、同時に多くの学生が通学を行うため通学路が混雑します。JR山科駅、地下鉄山科駅からの通学路として、旧三条通ルートと三条通ルートの2種類がありますが、歩車道の区別がなく、混雑するため、安全のためにも三条通ルート（下記図）を通学路として推奨しています。学生の皆さんと近隣住民の方々の安全強化のため下図通学路を利用し、朝の混雑緩和にご協力ください。

また、道路を横断する際、必ず横断歩道を利用して下さい。特に三条通は幹線道路であり交通量が多いため、横断歩道以外を横断すると重大な交通事故に繋がります。必ず交通ルール、マナーを遵守して下さい。



地下鉄や京阪を利用の場合、御陵駅からおすすです！

学外での白衣の着用は禁止！！

本学では実習等で白衣を着る機会が多くなります。

着替えるのもめんどくさいし、そのまま学外へ……

でもちょっと待って！！

白衣は実験で使用した薬品が付着することもあり不衛生です。

白衣を着たまま、飲食店で食事をしたり、コンビニエンスストアで買い物をすることは、他の人の気分を害し、迷惑になりますので、絶対にやめましょう。

もちろん、学内の食堂での白衣の着用も禁止です。

03 飲酒・喫煙

飲酒

未成年者の飲酒は、法律で禁止されています。特に未成年者が多い新入生の皆さんは、このことを十分に理解し、コンパ等でも、絶対に飲酒しないようにして下さい。上級生は未成年者が飲酒しないよう注意を払ってください。

イッキ飲みは急性アルコール中毒になって命を失う場合もあり、危険な行為です。その場の雰囲気や勢いに流されることがなくくれぐれも暴飲を慎んでください。

- 死の危険のあるイッキ飲みは絶対にやめましょう
- お酒の強要をやめましょう
- お酒が飲めない場合は、はっきりと断りましょう

喫煙

薬学部はヒトの健康に関わる学問を学ぶところです。将来ヒトの健康に奉仕すべき立場にたつ皆さんは、禁煙について一人倍厳しい姿勢が要求されています。

本学では、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、敷地内はすべて禁煙となっています。



04 絶対ダメ！薬物

大麻等の薬物乱用防止

近年、大学生に大麻汚染が広がっています。薬物の乱用は身体、生命に危害を及ぼすだけでなく、社会の秩序を乱すなど計り知れない影響を及ぼします。

薬物乱用の危険性は身近にあります。好奇心や遊び半分で安易に手を出さないでください。興味本位で一度でも使用すると依存、中毒に結びついていくこと、法律上犯罪となることをしっかりと認識してください。

皆さんが本学を卒業され、薬剤師国家試験に合格しても、薬剤師法では「麻薬、大麻またはあへんの中毒者」には免許を与えないことができるとされています。

薬剤師を目指す皆さんには、あってはならない行為です。

薬物使用の使用の甘い誘いには断固たる態度で臨んでください。

こんな甘い誘いに気をつけましょう

「やせられるよ」

「イライラがとれてすっきりするよ」

「1回だけなら大丈夫」

友人からこんな誘いがあってもきっぱりと断る勇気を持って下さい。

「1回だけなら…」が恐ろしい悪循環につながり、心身をボロボロにします。

05 環境対策

省エネルギー・地球温暖化防止への取り組み

「温室効果ガス削減」については、環境省が中心となり目標達成に向けた「地球温暖化防止」国民運動が展開されています。本学でもその主旨に則り、CO₂排出削減につながる「節電・節空調・節水の徹底」について、職員を中心に学内に呼びかけて以下のことに取り組んでいます。無理のない範囲で、節電を心掛けてください。

- ・毎月16日の「市内一斉ライトダウン」「ノーマイカーデー」や、7月7日の「クールアース・デー（セタライトダウン）」に参加しています（消灯時間は午後8時から10時まで）。
- ・夏は冷房の設定温度を28℃、冬は暖房の設定温度を20℃とし「夏の服装（クールビズ）」及び「冬の服装（ウォームビズ）」を推奨、実行しています。
- ・長時間、部屋を空けたり、席を離れる時は、エアコンのスイッチやパソコンの電源をOFFに！
- ・空調の作動中は、扉を開放しない！
- ・電気ポットを使わず、沸かしたお湯を保温用ポットに入れる！
- ・退室時や休憩中は、こまめな消灯や部分点灯を！
- ・水道の蛇口は、こまめに閉める！

☆2008年度から、本学主要校舎（愛学館、フロンティア研究センター、S棟、躬行館）に電力モニタリングシステムを順次導入し、関係者の努力により、電力の削減に活用しています。

☆2010年度から、中央庭園に70m³の雨水利用槽を設置し、植物への散水に活用しています。

☆2011年度から立体駐輪場の屋上に、2015年度から創立130周年記念館の屋上にそれぞれ50kW、100kWの太陽光パネルを設置し、あわせて150kWの太陽光発電システムを導入しています。

皆さんも、これらの取り組みの中で日常生活に応用できることを、積極的に実行してください。

また、以下のようなことにも、意識して取り組んでください。

- 買い物袋を持参しレジ袋を減らす
- 車やバイクのアイドリングSTOP！
- エコ製品を選んで購入する 等

今後も、地球環境保護のため、本学では省エネルギー運動を推進していきます。皆さんも、一人ひとりが身近なこと、できることから実行に移し、ともに地球温暖化防止に努めましょう。

廃棄物の取扱い

水質汚濁の防止

本学から排出される環境汚染物質の大部分が排水に含まれるので、その処理は環境基本法および下水道法の水質汚濁防止の主旨に沿うように行わなければなりません。

なお、水質汚濁に関係する物質としては、以下のようなものがあります。

種 別	環境に与える影響等
汚 濁 物 質	そのものに毒性はないが、量によっては障害となる場合がある。 特に有機物の場合は溶存酸素を消費し、やがて嫌氣的腐敗が始まる。 また、無機物の場合は塩類濃度が高く、浸透圧の変化により生物（動植物、微生物すべて）に悪影響を与えるものがある。
有害作用を持つ物質	フェノールやシアンなどに代表される急性毒物質、重金属やフッ素のような蓄積性の慢性毒物質および発ガン性物質などがある。この種の物質はできるだけ除去する必要がある。
不 溶 性 物 質	土砂、繊維質、その他不溶性の微粉末で、これらの物質は水底に堆積して「ヘドロ」となり、被害を大きくすることが多い。
油 類	水と混和せず、水面を覆ったり、乳状となり臭気を発し、時には引火して火災の危険のあるものが多い。また腐敗して悪臭を発し、溶存酸素を減少させる。
酸性、アルカリ性の強い物質	生物に対して害を与えるとともに、器物や施設に損害を及ぼす。
病 原 菌	大腸菌群の排出される場合が多く、検出が比較的容易であるから、病原菌に代わって直接汚染の指標として使用している。
そ の 他	上記の物質が共存したり光や温度が変化すると、相互作用のため有害物質が生成し被害が起きる。また、汚濁と有害物質との影響については、予測困難なことが少なくないので、排出後の事情を十分注意するとともに水質汚濁の本質について広範な留意を払うよう心掛けなければならない。

有害物質

現在、工場および事業場（大学も含む）からの排水は、下水道法により規制されていますが、人の健康を害する物質は特に厳しく規制され、排出基準としてその許容限度が示されています。

（水質汚濁防止法 代表例）

物質名称	許 容 限 度
カドミウムおよびその化合物	1ℓにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物	1ℓにつきシアン1ミリグラム
有機リン化合物	1ℓにつき1ミリグラム
鉛およびその化合物	1ℓにつき鉛0.1ミリグラム
6価クロム化合物	1ℓにつき6価クロム0.5ミリグラム

物質名称	許 容 限 度
ひ素およびその化合物	1ℓにつきひ素0.1ミリグラム
総水銀	1ℓにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	1ℓにつき0.003ミリグラム
ジクロロメタン	1ℓにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1ℓにつき0.02ミリグラム
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.1ミリグラム
ベンゼン	1ℓにつき0.1ミリグラム
1,4-ジオキサン	1ℓにつき0.5ミリグラム
ほう素及びその化合物	1ℓにつき10ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1ℓにつき8ミリグラム

なお、これらの有害物質は、排水中に混入させてはいけません。なぜなら、微量でも水中の生物にとりこまれたのち濃縮され、食品とともに人体内に入り有害作用を発現するためです。

学生実習などで有機溶媒排出後の水を下水に流したり、水道水直結のアスピレーターを用いて有機溶媒を濃縮すると下水に混入するので注意が必要です。

実習排水処理ルール

- ①実習濃厚廃液は各分野で貯留する。廃液は流さない。
 - ②重金属は所定の手続きをし、処置をする。
 - ③酸・アルカリは分野ごとで中和処理する。
 - ④有機溶媒はできるだけ回収し、残留または回収不能なもの（薄層クロマト用展開溶媒を含む）は捨てることなく、内容がわかるように区分表示して、それぞれポリ容器に保管する。廃油も同様。
- 注）とくに有機溶媒を排水として流すと、処理塔の吸着効果は激減するので絶対に流さないこと。

京都市しまつのころ条例について

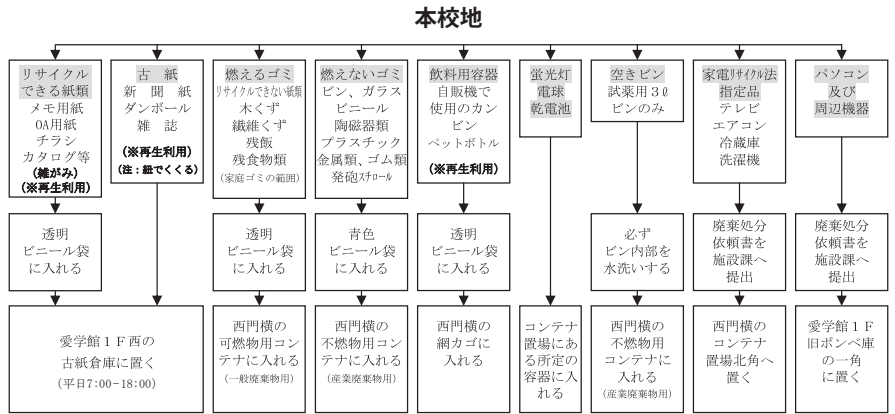
京都市では、更なるごみの減量と分別・リサイクルに取り組むため、ピーク時（2000年度）からのごみ半減をめざす「しまつのころ条例」を2015年10月から施行し、リサイクルできる紙類（雑誌み）をはじめとするごみの分別が義務化されております。従前から分別を徹底しております産業廃棄物（缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、

金属類等)に加え、新聞・雑誌・ダンボール及びリサイクルできる紙類(雑がみ)を完全に分別し、絶対にもえるごみには捨てないようお願いいたします。

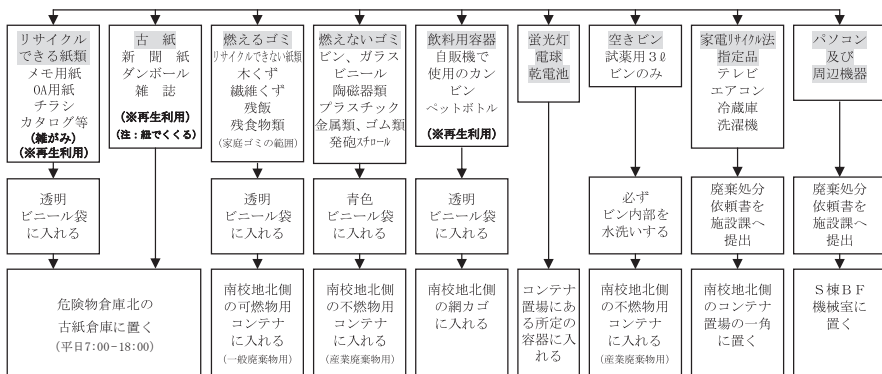
また、大学内だけではなく、京都市内に在住されている方も家庭や下宿先で同様の取組が必要になります。

リサイクルできる紙類（雑がみ）				
チラシ・カタログ	台紙・画用紙	紙袋	封筒・はがき	カレンダー
包装紙	紙箱	ビール・ジュースの6本パックなどの紙ケース		紙の芯
メモ用紙・OA用紙	シュレッダー紙			
リサイクルできない紙類（もえるごみへ）				
写真・写真プリント用紙	圧着はがき	テープなどの粘着物のついたもの		
カーボン紙・感圧複写紙（宅配便の複写伝票など）		感熱紙（レシート、FAX用紙）		
紙以外のものが貼り合わせてあるもの		においのついた紙（石鹸・線香などの包装）		
ビニールやアルミなどでコーティングされた紙		食べ物や油で汚れた紙		
防水加工された紙（アイスクリーム・カップめんなど）				

学内廃棄物の処理方法



南校地



注. 梱包材・包装材は、納入業者の引取りを指導する。

注. パソコン及び周辺機器は、個人情報、機密情報を消去すること。

実験系廃棄物の分類表

2019年12月改訂

分類	品目・内容	廃棄方法	廃棄場所
ガラス、陶磁器	3L瓶（中は水洗いする）	袋には入れない	不燃物用コンテナ（産業廃棄物用） （本校地：西門横、南校地：北側）
	3L以上の試薬瓶（よく洗浄し、乾燥させる） プレハライト・洗浄済みのガラス器具類(実験管、ビベット等は小さなダン ボールや発泡スチロール箱等の箱に入れて封をする)		
	低い瓶でフラスコチックビベット（箱などに1つに入れる。ただし、箱が破れて中身 が出ないようにする。）、フレート、ディッシュ、チップ、チューブ、 ゴム類（手袋）、ビニール類、発泡スチロール、X線フィルム 電氣線巻のゲル、培地のシヤール（箱やウイイルスを脱ったものはオートク レーブする）		
プラスチック製品 ゴム製品	イオン交換樹脂（カートリッジ等容器に密封されているものに限る。容器に 密封されていない樹脂は、廃シリカゲルと同様に廃棄する）		
	スプレー缶はガス抜きして穴を開ける。アルミキャニ スターの一斗缶（中は水洗いする）		
金属類 （薬品以外のもの）	電気製品、実験機器、什器類など （備品・用品は会計課で廃棄処理を行う）		
	O A 機器（パソコン・その他周辺機器）（備品登録している場合は会計課で 廃棄処理を行う）		
家庭電、廃備品・用品		廃棄処分依頼書を施設課に提出する	不燃物用コンテナ置き場の一角に置く
医療廃棄物	注射針、メスの刃、ラップの切り刃など危険な金属、割れたガラス片など		本校地：豪字館1階旧ボンベ庫の一角に置く 南校地：S棟地下1階機械室の一角に置く （人口付近に置かない）
	感染の疑いのあるもの、血の付いた紙・手袋など		本校地：不燃物用コンテナ置き場の医療廃棄物置に入れる （物置の隣は警備室で借りる） 南校地：BSRC 1階廊下・廃棄物保管庫もしくは2階後室
廃液	マウス、ラット、モルモットなど実験に用いた動物尸体（死んでいることを 確認する）、臓器	黒いビニール袋に入れて重量を測り、入庫記録簿に記入し、透 明なビニール袋に入れる	BSRC 1階廊下・廃棄物保管庫 又は 2階後室にある-30℃フリーザー
	種別は実験系廃液等の分類表を参照	20Lポリ容器に入れ、分野名及び内容（種別）を明示する（空 容器は廃棄場所にある）	本校地：危険物保管庫、南校地：南沼剤倉庫
固形廃棄物	エチジウムプロモイド（EIB）入り電気泳動用ゲル EIBのついた手袋、ペーパータオル等	重量を測り入庫記録簿に記入して白のポリ容器(20ℓ又は40ℓ) に入れ、エチプロ又はEIBと内容を明示する	本校地：不燃物用コンテナ置き場の医療廃棄物置に入れる （物置の隣は警備室で借りる） 南校地：BSRC 1階廊下・廃棄物保管庫
	廃シリカゲル（KPU-CRISに入庫登録する：「廃シリカゲル」）	空容器 本校地：古紙倉庫 南校地：BSRC 1階廊下・産業物保管庫	本校地：BSRC 1階廊下・産業物保管庫 又は 2階後室にある-30℃フリーザー
	廃棄試験（研究上、不要になった試薬） （廃棄費用は分野負担）	一斗缶等の容器に入れ、内容と重量を明示する	本校地：危険物保管庫、南校地：南沼剤倉庫
		薬品廃棄処分同意書を施設課に提出する 提出までは各自保管	施設課で契約後、運搬業者へ搬出

注1. 医療廃棄物（感染性廃棄物）とは、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう（これらが混入している場合も含む）。

2. 医療廃棄物は、コンテナ内に絶対に投入しない。

3. 医療廃棄物用の容器は、一度フタをすると開けることができないので注意する。

4. 廃棄試験を分野で契約する場合は、後日「産業廃棄物管理票」（マニフェスト）を施設課へ提出する。

5. これら実験系廃棄物に該当しない非感染性で有害物質汚染のおそれ無い廃棄物は本校地・南校地廃棄物表に依い、一般廃棄物又は産業廃棄物として廃棄する。

実験系廃液等の分類表 (廃棄場所 本校地：危険物倉庫、南校地：廃溶剤倉庫)

2019年12月改訂

分類種別	内 容
重金属廃液	Cr、Cd、As、Pbを含んだ廃液（溶媒が有機系、無機系は問わない） 「クロム」、「As+Pb」など成分を容器に明記する。 この4種以外の金属は他の廃液種別で構わない。
ハロゲン廃液	ハロゲン系廃液 ジクロロメタン、クロロホルムなどその他ハロゲン含有有機溶剤を含む有機廃液。 水や上記以外の重金属、フェノール等が混じっていてもハロゲン廃液とする。
引火性廃油	非ハロゲン系有機廃液 キシレン、メタノール、酢酸エチル、エーテル類、アセトン、DMF等の廃液等。 水や上記以外の重金属が混じっていても引火性廃油となる。 免税アルコールを使用した回収アルコール廃液は引火性廃油に混合しない。
水性廃液	・廃酸、廃アルカリ、写真系廃液以外の水性廃液 ・ブドウ糖液、バッファ類等調整液（未使用含む） ・細胞培養液、細胞含有液、大腸菌培養液、酵母等の生物実験系廃液 →次亜塩素酸又はオートクレーブで不活性化する。 ・電気泳動で使用後のエチジウムブロマイド（EtBr）を含む水性廃液 →EtBrは次亜塩素酸で処理する又は紫外線で分解する。活性炭に吸着させても良い。 EtBrは処理後の廃液も水性廃液として廃棄する。 ・細胞固定に使用したホルマリンを含む水性廃液（血液を含んでも良い） ・核酸抽出に使用したフェノール等を含む水性廃液
廃酸	pH2未満の酸性の水性廃液
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ性の水性廃液
廃油	動植物油類、真空ポンプオイル、ミネラルオイル等
定着液	写真系廃液
現像液	写真系廃液
回収アルコール	
その他	「シアン」、「水銀」など分類できない廃棄物（廃試薬でないもの）。容器に廃棄物の成分を明記する。 廃棄物を倉庫に搬入するときは、施設課（事務局）へ連絡する。
廃試薬（液体）	水以外の成分を50%以上含有する廃液は、基本は廃試薬で廃棄する。

注1. 廃液等を廃棄するときは、必ず化学物質管理システム（KPU-CRIS）に入庫登録をし、
管理用バーコードを貼付してから廃棄場所へ廃棄する。

2. 廃棄用のポリ容器は、危険物倉庫（南校地は廃溶剤倉庫）にある。

06 ハラスメント

ハラスメントとは

ハラスメントとは人格を否定したり、人権を侵害するような言動を指します。

セクシュアル・ハラスメントとは

教職員、学生及び大学関係者が他の教職員、学生及び大学関係者を不快にさせる性的な言動をいいます。

例えば、

- 勉学やクラブ活動中に、相手の性的魅力や自分の抱く性的関心にかかわる話題等で妨害すること。
 - 相手の身体を上から下まで長い間じろじろ眺め又は目で追うこと。
 - 相手の身体の一部に意識的に触れること。
 - 相手が返答に困るような性的な冗談を言うこと。
 - 勉学の場にボルノ写真、わいせつ図画を貼る等の扇情的な雰囲気をつくること。
 - コンパや親睦会等で、性的な言動をとること。
 - 特定個人の性に関する風評を流すこと。
- 等があげられます。

アカデミック・ハラスメントとは

教育職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教育職員又は学生に対して行う研究もしくは教育上又は修学上の不適切な言動をいいます。

例えば、

- 適切な研究指導等を意図的に行わないこと。
- 研究発表、論文作成等を妨害する

こと。

- 研究に不可欠な物品の購入を特定の者に限って認めないこと。
- 研究テーマを押しつける等本人の自主性を認めないこと。
- 学位または単位認定に関して不公平・不公正な対応をとること。
- 常識的な教育指導の範囲を超えて、厳しく叱責すること。
- その他必要な教育指導を怠ったり、教育指導の面において、人としての尊厳を著しく否定するような言動を行うこと。

等があげられます。

パワー・ハラスメントとは

教職員が職務上の地位や人間関係などの職場内の優越的な関係を背景に、業務上必要、かつ、相当な範囲を超えた言動により、他の教職員に対して身体的又は精神的な苦痛を与えるもしくは就業環境を害する行為をいいます。

例えば、

- 人前で罵倒すること。
- 授業への出席を拒否する。
- 特定の人物に対して研究室や施設の使用をさせない。
- 相手の評判を落とすようなことを言いふらすこと。

等があげられます。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは

教職員、学生及び大学関係者が妊娠・出産等又は妊娠・出産、育児もしくは介護に関する休業その他の制度もしくは措置の利用及び相談したことを理由として、

教職員、学生及び大学関係者に不利益又は不快感を与える言動をいいます。

例えば、

- 妊娠等したことを理由に、相手に不快感を与える言動を行うこと。
 - 制度の利用等について、相手に不快感を与える言動を行うこと。
 - 昇給・昇格等の人事考課において、不利益な評価を行うこと。
 - 不利益な配置転換等を行うこと。
- 等があげられます。

その他のハラスメントとは

前掲に掲げる言動及びこれに類するものであって、個人の尊厳又は人格を侵害する一切の言動をいいます。

ハラスメントを起こさないためには

ハラスメントは、個人や立場によって感じ方が異なるために、その言動が本人の意図にかかわらず、相手を不快にさせていることに気づかない場合があります。したがって、以下の点についても、十分に認識しておきましょう。

- 性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、立場などにより差があり、セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかについては、相手の判断が重要です。
- 親しさを表すつもりの方であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があること。
- この程度は相手も許容するだろうという勝手な憶測はしないこと。

- 相手との良好な人間関係が生じていると勝手な思い込みをしないこと。

- 相手が拒否したり、嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

- ハラスメントかどうかについて、相手から常に意思表示があるとは限りません。ハラスメントを受けた者が、指導教員・先輩などとの人間関係を考慮し、拒否できない場合など、相手から拒否の意思表示ができないことも少なくありません。それを同意・合意と勘違いしてはいけません。

- ハラスメントは講義時間内や課外活動時間内、校内においてのみ注意するだけでは不十分です。例えば、教育や課外活動の場における人間関係がそのまま持続する各種イベント・コンパ・宴会などの場面においても、ハラスメントに十分に注意することが必要です。

ハラスメントを受けたと感じたら

相手に直接不快である旨を伝えることによって、解決する場合がありますが、直接伝えることが難しい場合は、決して1人で悩まず相談員に相談してください。プライバシーは守られます。

相談することで不利益を被ることはありません。

また、相談は、被害者本人だけでなく、相談を受けた者、被害を目撃した第三者でもかまいません。相談員のメンバーは次の職員です。

相談員

	氏名	所属
教育職員	今井千壽	育心館 4 階
	加藤伸一	愛学館 5 階
	坂本尚志	育心館 4 階
	高尾郁子	育心館 2 階
	松村千佳子	臨床薬学教育研究センター 3 階
事務職員	飯塚祥子	学生課 愛学館 1 階
	近藤伸子	会計課 愛学館 7 階
	樋口文子	入試課 愛学館 7 階
	山口 貴	企画・広報課 愛学館 7 階

たって相談相手になり、必要な場合は、証人になってあげてください。

相談窓口

■学内の相談窓口

TEL：075-595-4603

FAX：075-595-4780

E-mail：kpu-iken@mb.kyoto-phu.ac.jp
(土・日・祝日は、業務しておりません。)

■外部の相談窓口

弁護士 飯島 敬子

TEL：06-6312-0111

FAX：06-6362-5602

E-mail：lawpeace@maple.ocn.ne.jp

(土・日・祝日は、業務しておりません。)

ハラスメントと思われる行為を目撃したら

決して放置してはいけません。黙っていることは、ハラスメントを容認していることになります。また被害者の側に

07 国民年金に加入しましょう

国民年金とは

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入する制度で、保険料を納めることが法律で義務づけられています。もちろん学生の皆さんも例外ではありません。

保険料を納め忘れと…

保険料を納め忘れと、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられません。また将来受ける老齢基礎年金も減額されてしまいます。

学生納付特例制度を利用しましょう

収入のない学生のために設けられているのが学生納付特例制度。届出をして承認を受ければ在学期間中の保険料が後払いできる仕組みです。手続きさえしておけば「もしも」のときも安心です。

ただし、この制度は申請のあった月の前月から承認されることになっています。承認される前の期間は、保険料を納めなければ未納期間となり、その間に万が一の事故で障害が残っても障害基礎年金は支給されません。

くれぐれも申請を忘れないでください。

申請は…

住民票がある市区町村の国民年金担当窓口へ！！